

豊明市事務分掌条例（平成 1 5 年豊明市条例第 2 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（事務分掌） 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 行政経営部 （１） 儀式及び秘書に関すること。 （２） 職員の人事及び厚生に関すること。 （３） 広報、広聴及び市民相談に関すること。 （４） _____人権施策に関すること。 _____ <u>（５）</u> 基本的施策の企画及び推進に関すること。 <u>（６）</u> 土地利用計画等に関すること。 <u>（７）</u> 市長の特命に関すること。 <u>（８）</u> 情報通信に関すること。 <u>（９）</u> 予算その他財務に関すること。 <u>（１０）</u> 地方競馬に関すること。 <u>（１１）</u> 工事契約及び検査に関すること。 市民生活部 （１） 議会に関すること。 （２） 文書、法規及び庶務に関すること。	（事務分掌） 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 行政経営部 （１） 儀式及び秘書に関すること。 （２） 職員の人事及び厚生に関すること。 （３） 広報、広聴及び市民相談に関すること。 （４） <u>多様な</u>人権施策に関すること。 <u>（５） 都市交流に関すること。</u> <u>（６）</u> 基本的施策の企画及び推進に関すること。 <u>（７）</u> 土地利用計画等に関すること。 <u>（８）</u> 市長の特命に関すること。 <u>（９）</u> 情報通信に関すること。 <u>（１０）</u> 予算その他財務に関すること。 <u>（１１）</u> 地方競馬に関すること。 <u>（１２）</u> 工事契約及び検査に関すること。 市民生活部 （１） 議会に関すること。 （２） 文書、法規及び庶務に関すること。

現行	改正後（案）
（３） 市有財産に関すること。 （４） 防災に関すること。 （５） 消防に関すること。 （６） 交通安全及び防犯に関すること。 （７） 税に関すること。 （８） 地域自治及び市民活動に関すること。 <u>（９） 男女共同参画に関すること。</u> <u>（１０） 都市及び国際交流に関すること。</u> <u>（１１） 統計に関すること。</u> <u>（１２） 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> <u>（１３） 印鑑に関すること。</u> <u>（１４） 他の部に属さないこと。</u> （略）	（３） 市有財産に関すること。 （４） 防災に関すること。 （５） 消防に関すること。 （６） 交通安全及び防犯に関すること。 （７） 税に関すること。 （８） 地域自治及び市民活動に関すること。 <u>（９） 多文化共生に関すること。</u> _____ <u>（１０） 統計に関すること。</u> <u>（１１） 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> <u>（１２） 印鑑に関すること。</u> <u>（１３） 他の部に属さないこと。</u> （略）

議案第 3 1 号参考資料

豊明市協働推進委員会条例（平成 2 6 年豊明市条例第 3 7 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
豊明市<u>協働</u>推進委員会条例 （目的） 第 1 条 この条例は、豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例（平成 2 2 年豊明市条例第 1 号）第 1 7 条の規定に基づき設置される、豊明市協働推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事務） 第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 協働のまちづくりの実現に向けた制度及び施策の在り方を調査し、検討すること。 （2） 協働のまちづくりの実現について進捗状況を把握し、施策の評価を行うこと。 （3） その他協働のまちづくりの推進のために必要な事項	豊明市<u>地域共生社会</u>推進委員会条例 （目的） 第 1 条 この条例は、豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例（平成 2 2 年豊明市条例第 1 号）第 1 7 条の規定に基づき設置される、豊明市地域共生社会推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事務） 第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 協働のまちづくり及び地域共生社会の実現に向けた制度及び施策の在り方を調査し、検討すること。 （2） 協働のまちづくり及び地域共生社会の実現について進捗状況を把握し、施策の評価を行うこと。 （3） その他協働のまちづくり及び地域共生社会の推進のために必要な事項

豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例（平成 2 2 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（<u>協働推進</u>委員会の設置） 第 1 7 条 地域社会活動の推進及び協働のまちづくりについて必要な事項を協議するため、豊明市協働推進委員会を置く。	（<u>地域共生社会</u>委員会の設置） 第 1 7 条 地域社会活動の推進及び協働のまちづくりについて必要な事項を協議するため、豊明市地域共生社会推進委員会を置く。

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年豊明市条例第 2 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （ 1 ） （略） （ 2 ） 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 （ 3 ） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （ 4 ） 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （ 5 ） ・ （ 6 ） （略）	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （ 1 ） （略） （ 2 ） 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 （ 3 ） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 3 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （ 4 ） 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （ 5 ） ・ （ 6 ） （略）

議案第 3 3 号参考資料

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 4 （略） 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前 3 項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 4 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前 3 項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第 2 項</u> <u>及び前項中</u> 「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深

夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５ （略）

（介護休暇）

第１５条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２・３ （略）

（新設）

夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

５ （略）

（介護休暇）

第１５条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１５条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２・３ （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１５条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申

(新設)

告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員
の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならな
い。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する
年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項
に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行わ
れるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等の周知

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措
置

議案第 3 4 号参考資料

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（部分休業の承認） 第 2 0 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者が定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第 2 0 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者が定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u>_____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

議案第 3 5 号参考資料

豊明市職員互助会条例（昭和 5 3 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（会員） 第 3 条 次に掲げる者は、互助会の会員とする。 （ 1 ） ・ （ 2 ） （略） _____ _____ <u>（ 3 ）</u> （略） （掛金の徴収方法） 第 6 条 会員の給料_____支給機関は、毎月給料_____を支給する際、給料_____から会員の掛金を控除して、これを会員に代わって互助会に支払うものとする。	（会員） 第 3 条 次に掲げる者は、互助会の会員とする。 （ 1 ） ・ （ 2 ） （略） <u>（ 3 ） 非常勤一般職員であつて愛知縣市町村職員共済組合員である職員のうち互助会加入を希望する職員</u> <u>（ 4 ）</u> （略） （掛金の徴収方法） 第 6 条 会員の給料<u>又は報酬</u>支給機関は、毎月給料<u>又は報酬</u>を支給する際、給料<u>又は報酬</u>から会員の掛金を控除して、これを会員に代わって互助会に支払うものとする。

議案第 3 6 号参考資料

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 3 1 号）新旧対照表

現行				改正後（案）																																	
別表(第 2 条、第 5 条関係)				別表(第 2 条、第 5 条関係)																																	
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬額（単位 円）</th><th rowspan="5">費用弁償の額</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">学校医</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>耳鼻咽喉科</td><td>年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000</td></tr></table>				区分		報酬額（単位 円）	費用弁償の額	(略)		(略)	学校医	(略)	(略)	(略)	(略)	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>報酬額（単位 円）</th><th rowspan="8">費用弁償の額</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">学校医</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">耳鼻咽喉科</td><td>年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000</td></tr><tr><td>精神科</td><td>年額 1 基本額 241,000 2 相談1回あたり 24,600を加算</td></tr></table>				区分		報酬額（単位 円）	費用弁償の額	(略)		(略)	学校医	(略)	(略)	(略)	(略)	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000	精神科	年額 1 基本額 241,000 2 相談1回あたり 24,600を加算
区分		報酬額（単位 円）	費用弁償の額																																		
(略)		(略)																																			
学校医	(略)	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000																																			
区分		報酬額（単位 円）	費用弁償の額																																		
(略)		(略)																																			
学校医	(略)	(略)																																			
	(略)	(略)																																			
耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000																																				
	精神科	年額 1 基本額 241,000 2 相談1回あたり 24,600を加算																																			

区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
（略）	（略）	（略）
民間活用事業推進審査委員会委員長	1回 14,400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10,000	旅費条例による8級職相当額
民間活用事業推進審査委員会委員	1回 12,000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8,400	
上記以外の附属機関の委員その他の構成員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	

区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
（略）	（略）	（略）
民間活用事業推進審査委員会委員長	1回 14,400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10,000	旅費条例による8級職相当額
民間活用事業推進審査委員会委員	1回 12,000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8,400	
ハラスメント審査会委員	1回 20,000	
上記以外の附属機関の委員その他の構成員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	

議案第 3 7 号参考資料

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年豊明市条例第 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第 2 条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第 6 条第 5 項中「5 5 歳（市長が規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に<u>次の 1 号</u>を加える。 （1） 5 5 歳（市長が規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員 第 1 2 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号」を「次項第 2 号から第 5 号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）9 級職員」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき 1 3, 0 0 0 円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）8 級職員」という。）」及び「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 1 0, 0 0 0 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。	第 2 条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第 6 条第 5 項中「5 5 歳（市長が規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に<u>次の 2 号</u>を加える。 （1） 5 5 歳（市長が規則で定める職員にあっては、5 6 歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員 （2） <u>行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員</u> 第 1 2 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号」を「次項第 2 号から第 5 号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）9 級職員」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき 1 3, 0 0 0 円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）8 級職員」という。）」及び「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 1 0, 0 0 0 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の2第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。_____）」を加える。

第15条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第15条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の2第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第15条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」を「100分の125」」に、「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第24条の2中「第11条から第13条まで及び第14条」を「第11条及び第12条」に改める。

第28条中「、扶養手当」を削る。

附 則

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」を「100分の125」」に、「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第24条の2中「第11条から第13条まで及び第14条」を「第11条及び第12条」に改める。

第28条中「、扶養手当」を削る。

附 則

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中

「（５） 重度心身障害者」 とあるのは 「（５） 重度心身障害者 （６） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。	「（５） 重度心身障害者」 とあるのは 「（５） 重度心身障害者 （６） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。
---	---

豊明市国民健康保険税条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 1 0 0 分の <u>6 . 9</u> を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 7 , 2 0 0 円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいな	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 1 0 0 分の <u>7 . 5</u> を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 9 , 3 0 0 円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいな

い場合に限る。)をいう。次号、第8条及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,300円

(2) 特定世帯 10,650円

(3) 特定継続世帯 15,975円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円

い場合に限る。)をいう。次号、第8条及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 22,100円

(2) 特定世帯 11,050円

(3) 特定継続世帯 16,575円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,800円

(2) 特定世帯 3, 200円

(3) 特定継続世帯 4, 800円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9, 500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国

(2) 特定世帯 3, 400円

(3) 特定継続世帯 5, 100円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10, 000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国

民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について19,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,910円

民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20,510円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,470円

(イ) 特定世帯 7, 455円

(ウ) 特定継続世帯 11, 183円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 880円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 480円

(イ) 特定世帯 2, 240円

(ウ) 特定継続世帯 3, 360円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 640円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除

(イ) 特定世帯 7, 735円

(ウ) 特定継続世帯 11, 603円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 760円

(イ) 特定世帯 2, 380円

(ウ) 特定継続世帯 3, 570円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7, 000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3, 780円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除

く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
き13,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,650円

（イ） 特定世帯 5,325円

（ウ） 特定継続世帯 7,988円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について4,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

（イ） 特定世帯 1,600円

（ウ） 特定継続世帯 2,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
いて4,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
き14,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,050円

（イ） 特定世帯 5,525円

（ウ） 特定継続世帯 8,288円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,400円

（イ） 特定世帯 1,700円

（ウ） 特定継続世帯 2,550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
いて5,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

て2, 6 0 0 円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 4 4 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 2 6 0 円

(イ) 特定世帯 2, 1 3 0 円

(ウ) 特定継続世帯 3, 1 9 5 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 6 8 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

て2, 7 0 0 円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 8 6 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 4 2 0 円

(イ) 特定世帯 2, 2 1 0 円

(ウ) 特定継続世帯 3, 3 1 5 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 9 0 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 280円

(イ) 特定世帯 640円

(ウ) 特定継続世帯 960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,040円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,080円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,800円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,880円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,360円

(イ) 特定世帯 680円

(ウ) 特定継続世帯 1,020円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,080円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,395円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,325円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,600円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,260円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,100円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,360円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> 3 (略)	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,650円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750円</u> 3 (略)
---	---

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 8 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（補償基礎額） 第 5 条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 4,</u>	（補償基礎額） 第 5 条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 7 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 4,</u>

200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円

_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等

500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____

_____に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等

については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

（単位：円）

【別記1 参照】

備考

（1） 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

（2） 1の階級における勤務年数を算定する場合においては当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

（単位：円）

【別記1 参照】

備考

（1） 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

（2） 1の階級における勤務年数を算定する場合においては当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

【別記1】

現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	<u>14,200</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

改正後（案）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

議案第 4 1 号参考資料

豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 8 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表 （単位：円） 【別記1 参照】	別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表 （単位：円） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

改正後（案）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>